

曹洞宗修証義公布百周年記念育英会 奨学生出願をされる方へ

曹洞宗の根本聖典である『修証義』は 1890（明治 23）年に公布され、1990（平成 2）年には公布百周年を記念し、曹洞宗の僧侶・檀信徒が一体となって記念すべき諸行事を執り行いました。

本育英会は、その記念事業の一環として、信仰を共にし、大学に在学する本宗寺院の子弟、檀信徒の子弟に奨学金を給付し、本宗の興隆や寺院護持の中核となる有為の人材を養成し、社会の平和と人類の幸福に貢献することを目的とするものです。

つきましては、下記の要領で奨学生を募集します。出願される方は、下記要領などをご確認のうえ、出願書類をご提出ください。

＜募集要項＞

1. 応募資格 令和 3 年 4 月に国内の大学又は大学院に入学（編入学を含む）した本宗寺院の子弟、本宗寺院檀信徒の子弟
2. 給付額 3 万円（月額）
3. 給付期間 採用された月から卒業するまでの最短修学年限の終期まで
4. 給付方法 採用奨学生本人の銀行預金口座に振込
5. 採用人数 若干名
6. 応募方法 所定の用紙を本会へ請求のうえ、必要書類を添付し提出
7. 応募期間 令和 3 年 4 月 1 日より同年 5 月 1 0 日（当日消印または 1 6 時までに持参有効）
8. 必要書類
 - ①願書
 - ②在学学校長の推薦書
4 月以降在学する学校の学校長所見、捺印
願書裏面の学校所見欄、または別に推薦書を作成してください
 - ③最終学歴の成績証明書
大学入学生は高校 3 年間
編入学生、大学院生は大学等最終学歴の成績証明書
 - ④応募に関する論文（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの論文を同時提出してください）
 - Ⅰ「修証義奨学生を希望する理由（動機）」（指定原稿用紙 3 枚以上）
 - Ⅱ「修証義について知っていること」（指定原稿用紙 1 枚以上）
 - Ⅲ「将来、本宗または本宗寺院のためにどの様に貢献したいか」（指定原稿用紙 3 枚以上）

※同封の指定原稿用紙を必要枚数コピーし、論文を作成してください

9. 書類提出及び問い合わせ先

〒105-8544 東京都港区芝二丁目 5 番 2 号

曹洞宗宗務庁 教学部指導課

「曹洞宗修証義公布百周年記念育英会」奨学生募集 係

（電話 03-3454-5422）

<出願にあたっての注意事項>

1. 願書について

- ・出願者に応じて願書が異なります。念のため、ご確認ください。
 - ①本宗寺院子弟の方：第1種奨学生用の願書
 - ②檀信徒子弟の方：第2種奨学生用の願書
- ・おもて・うら面とも、もれなく記入(本人自署)してください。
- ・「本人の学歴」欄で書ききれない場合は、別紙に記入し添付してください。
- ・ボールペン、万年筆等で記入してください。鉛筆、シャープペン不可。

2. 保証人について

- ・連帯保証人欄は、下記の方の署名捺印をお願いします。
 - I. 第1種奨学生 → 25歳以上の師僧または保護者(親権者)
 - II. 第2種奨学生 → 25歳以上の保護者(親権者)
- ・保証人欄は、下記の方の署名捺印をお願いします。
 - I. 第1種奨学生 → 当該寺院の責任役員
 - II. 第2種奨学生 → 菩提寺住職

3. 他の奨学団体の奨学金受給について

- ・他の奨学団体の奨学生に併願することはできますが、それに採用され奨学金を受給することとなった場合は、本会の奨学金受給資格を失うこととなります。
- ・出願時点で併願がすることが分かっている場合は、同封の「併願・併用に関する調査」を願書とあわせて提出ください。

<選考について>

1. 選考方法

第1次選考（書類審査）および第2次選考（面接審査）を行います。
第1次選考後、本人宛に可否通知にて連絡します。

2. 第2次選考（面接審査）について

第1次選考（書類審査）の合格者に対して、第2次選考（面接審査）を行います。
第2次選考の期日、場所は以下を予定しております。

期日 令和3年6月第3週頃（予定）

場所 曹洞宗宗務庁 2階会議室

面接審査に出席できない方は不採用となります。また、やむを得ない場合を除き、遅刻や中途退席された場合も不採用となります。あらかじめご都合を調整していただくようお願いします。
合格された方で本会奨学生を辞退される場合は、本年6月5日（金）までに必ず辞退通知を葉書または文章でご通知ください。

以上